



たものである。

(2) 審査請求の趣旨及び理由

請求人は、平成19年5月10日付けで原処分を受けたことについて納得できず、その取消しを求めるものである。

(3) 処分庁の弁明

処分庁の弁明は、概ね以下のとおりである。

原則的に申請日直前の借金の支払いについては、借金を支払えば、たちまち生活に困窮することはあきらかであると思われるのに、借金を支払ったことは、法第4条第1項の「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」という規定に反していると判断されるうえに、請求人は申請日直前の借金の支払いについて、申告はなく、法第29条に基づく調査の回答により判明するという経過からも容認できないという結論に至ったものである。

(4) 請求人の反論

処分庁の弁明に対する請求人の反論は、概ね以下のとおりである。

当審査庁は、請求人に対して、処分庁の弁明に対する反論を求めたが、定められた期限内に反論書は提出されなかった。

このため、当審査庁は請求人の審査請求書及び処分庁の弁明書をもって判断する。

(5) 事実認定

- 1 請求人は、平成19年4月6日付けで、障害により、仕事がなく生活に困窮したことを理由に保護申請をしたこと。
- 2 処分庁は、平成19年5月1日及び平成19年5月8日にケース診断会議を開催したこと。
- 3 処分庁は、平成19年4月6日より請求人世帯に保護を開始し、平成19年5月8日付けで通知したこと。
- 4 処分庁は、法第29条に基づく調査により、請求人が生命保険解約金489,066円を受け取っているとの平成19年5月7日付けの回答文書を平成19年5月10日に受け付けたこと。
- 5 処分庁は、平成19年5月10日にケース診断会議を開催したこと。
- 6 処分庁は、平成19年5月10日付けで、請求人に対して、原処分をしたこと。

(6) 争点

本審査請求における争点は、処分庁が行った原処分について、違法又は不当のものといえるか否かである。

(7) 判断

以下のとおり判断する。

法第4条第1項には、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、

能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定しており、生活に困窮する者が、その有する能力を最大限に活用したと認められる場合は同項に規定する要件を満たすと解される。

そこで、これを本件についてみると、事実認定4にあるように処分庁は法第29条に基づく資産等の調査を実施している。

この法第29条に基づく資産等の調査を実施し、請求人世帯の資産等を把握した処分庁の判断は妥当であり、当該調査により、請求人が生命保険解約金489,066円を受け取っていると判明した。

しかしながら、請求人が生命保険解約金489,066円を受け取った日は保護申請日である平成19年4月6日以前の平成19年4月4日であり、同日480,000円を引き出し、保護申請日である平成19年4月6日以前に借金に400,000円以上支払ったとの請求人の申し立てがあるにもかかわらず、処分庁は、請求人が法第4条第1項の規定に反しているとの判断から、保護申請日である平成19年4月6日に遡って原処分をしている。法第4条第1項の規定に反しているか否かは、保護申請日である平成19年4月6日以降に、請求人が利用し得る資産であるかどうかの評価をすべきであるが、それに関する記録はなく、請求人が生命保険解約金489,066円を受け取った日は保護申請日である平成19年4月6日以前の平成19年4月4日であり、同日480,000円を引き出したことのみをもって、原処分したことが妥当であるとの判断はできない。

したがって、処分庁が法第4条第1項の規定による保護受給要件を欠くものとした原処分についてはその利用し得る資産の評価を十分行わないまま行っており、不適切な処分と言わざるを得ない。

よって、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成19年7月3日

高知県知事 橋本 大二郎



(教示)

この裁決に不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。(なお、裁決

があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。)

また、この判決については、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、この判決の前提となる決定をした高知県を被告として(訴訟において高知を代表する者は高知県知事となります。)決定取消しの訴えを、あるいは高知を被告として、この判決の取消しの訴えを提起することができます。(なお、判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、判決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び判決の取消しの訴えを提起することができなくなります。)